

(意見)

「消費者庁元職員による国家公務員法第106条の3第1項に規定する在職中の求職の規制に違反する行為等が疑われる事案に関する委員会調査報告書」を踏まえ、消費者庁においては以下の点について所要の措置を講じられたい。

- 1 任命権者において、再就職等規制違反の疑いとなる端緒情報を入手した場合には、当該情報を過小評価することなく、再就職等規制の制度の趣旨に則り、当委員会に速やかに報告すること。
- 2 今般の事案を探知するに至った証拠文書の入手から最終的な任命権者調査の結果報告（国家公務員法第106条の17第3項の規定に基づく任命権者による調査結果の報告について（消総人第22号平成28年2月1日付け））までに5か月近くを要し、しかも再就職等規制違反を認定できなかったことは、遺憾であり、今後の調査に当たっては、再就職等規制の問題は国民の関心が高いことも踏まえ、厳正な調査を行い、迅速に調査結果をとりまとめること。
- 3 今般の事案では、違反者が在職中に人事当局に対して再就職等規制の制度に関する再三の照会を行うなど、自身の求職活動をうかがわせるに足る情報を入手していたにもかかわらず、十分な対応をせず再就職等規制違反を未然に防ぐ機会を逸したことは、問題であり、今後は在職中の職員の言動には十分留意するとともに必要な対応をとること。